

The Women's Studies Association of Japan

学会ニュース 日本女性学会
第83号 2000年8月

発 行 日本女性学会
事務局 〒272-0023
千葉県市川市南八幡1-16-24
T E L 047-370-6068
F A X 047-370-5051
価 頒 一部300円

2000年春季大会報告

2000年6月17日(土)・6月18日(日) 会場: 東京大学本郷キャンパス法文1号館・法文2号館

第1日目: 6月17日(土) 13:30~16:30

シンポジウム 「フェミニズムと政治権力」

パネリスト/コーディネーター	大沢 真理 (東京大学社会科学研究所)
パネリスト	福島 瑞穂 (参議院議員)
	大西 珠枝 (総理府男女共同参画室室長)
	森屋 裕子 (スペース・ファーティ代表、 「女性を議会へバックアップスクール」主宰)
討論者	館 かおる (お茶の水女子大学ジェンダー研究所)
	進藤久美子 (東洋英和女学院大学・社会科学部)

大会シンポジウムには255名の参加があり、途中退席する人もなくパネリストらの話に熱心に耳を傾けていた。

今回のシンポジウムに対する参加者アンケート(回収率20%、51名)にみると興味深く、良かった、というのが過半数を占めていた。シンポジスト、討論もバラエティーに富んだ顔ぶれで、異なる立場からの貴重な意見を聞くことができたというのが理由である。

その反面、発表者が多いため、討論の時間がなかったことを悔やむ感想も多かった。今回のシンポジウムの趣旨である国家主義の台頭の中で女性の政策決定過程への参画を進めることは可能か、可能ならば、いかにして、また、それは日本の政治にどのような影響を持ち得るのか、保守化に抗していくパワーをいかにつけていくか、等の疑問への解答を見出すヒントは各発表には何らかの形であったように思う。しかし各発表者間、討論者間の有機的関連が非常に弱かったこと、多くの問題提起について、また現在の政治的危機状況を踏まえた上で討論が充分できなかったことは至極残念だった。理論を深めるために討論する時間をいかに捻出するかは、今後の女性学会大会の検討課題だと思う。

当日のシンポジストの発言内容を独断と偏見でまとめると、大沢真理さんは大企業、男性中心の社会政策からジェンダー平等政策への転換の可能性、男女共同参画社会基本法はジェンダー平等政策主流化の力となるか、審議会委員として権力にとりこまれないための戦術について、福島瑞穂さんはテーマ別立法化の難易度、憲法改悪を射程に入れた憲法調査会の設置、森発言を支える神道

政治連盟の動きなど、大日本帝国憲法下に生きていると錯覚するほどの国会の保守化と、その一方での、児童関連法案の成立、参議院での共生社会調査会、DVプロジェクトチームの結成などの報告があった。大西珠枝さんは男女共同参画社会形成の現状の報告、及び行政のセクト主義は今後減少し、横断的テーマに取り組むために行政の手法の変革が必要とされていることを指摘し、森屋裕子さんは市民運動の立場から、女性候補者は特別視されなくなつたが「フェミニズムを議会に」とはなり得ていないこと、そして今後の、市民主体の政策提言のシンクタンクの必要性を語った。討論者の館かおるさんは、1910年代及び、1970年代からの30年間の社会政治状況の類似点、相違について、一国フェミニズムの限界、政策決定過程への参画には政治権力構造変革への射程こそが重要と指摘。進藤久美子さんからも世界的視野の重要性、アメリカと日本の政治的状況の違い、99年統一選挙に見る女性候補者の選挙の特色など、お二人から多くの問題提起がなされた。しかし進藤さんの言うアメリカの平等主義や、全体を通しての戦前の日本のフェミニストの植民地主義に対する言及がなかった点は気になる所だ。とはいえる多くの重要な問題が提起された。いかにこれらの問題を継続して議論し、理論形成をしていく場を創り出していくかが今後の課題であろう。

(船橋 邦子)

個人研究発表報告

◇旧師範問題とジェンダー

木村 松子

旧師範問題は、同一都道府県内に複数の男子師範学校が存在した場合に発生し、その同窓会組織による戦前からの学閥である。旧師範問題は、旧師範問題によって小中学校の教員人事、校長人事、組合人事、校務分掌が決められていることである。学閥間抗争に加え、多くの場合女性は排除されている。主に新潟県の事例について発表があった。

1. 女性は多くの場合、旧師範問題の会員になれない為、昇格人事の対象にならない。
2. 学校経営、管理、指導は男性のものとし、研修を積み、管理職となるのは男性とされた。また、家庭科以外の女性教員は二流教員とされている傾向が強く、昇格差別が起きる。
3. 教員世帯（男性）に広く管理職ポストを配分する意図があるため、妻である女性教員は平のままである。

1999年度においても、新潟県校長会、教頭会、教育研究会、体育連盟理事、視聴覚教育連絡協議会役員、特殊・音楽・美術などの教育研究会の役員などは、女性が皆無である。非公式の学閥による女性排除が、公式の組織からの女性排除に繋がっている。

資料「新潟県同期小中学校教員のライフヒストリー」の男女13人の仕事内容の追跡調査を見ても、男性は全員校長、教頭になっているが、多くの女性教員には、研究や研修の機会を全く与えず、ほとんど昇格していない。

あまりにも男女差別が露骨で、参加者があきれて何度もオーラーと声を出してしまった。
(内藤 千文)

◇女性の市民権からみる「介護の社会化」

佐川 成美

佐川さんは、「介護の社会化」をマーシャルの「市民権」概念から考察された。佐川さんは、福祉体制の違いにより市民権の完全な実現に差が生まれるとし、日本とスウェーデンの就労条件、社会保障、生活時間等の差を示された。そして「私的領域に対し公正の視点から正当な評価を行うことによって、家族の介護を社会的労働と認識し、ペイドワークとする」ことを通して、「市民権獲得につながる枠組みを作る必要がある」という。このような考察の結果、佐川さんは、「介護の社会化は、介護を私的領域から公的領域へ移行することではなく、二つの領域を統合することにある」と主張する。

この報告にたいし、フロアーからは、(1) 家族介護に戻す危険性、(2) ペイドワークしていく際のスウェーデンとドイツの方向性の違い(3) 現金給付の問題、(4) マーシャルの「市民権」概念を用いることの是非、(5) 「公正」

とは誰にとってものか、(6) 「領域」概念の含意など、多岐にわたって質問・コメントがだされた。

分析概念の整理や、結論部分の主張をフロアーと充分に共有できなかった点で課題を残したが、「介護の社会化」を新しい角度から考察しようという熱意はよく理解できた。理論的にも実践的にも焦点であるだけに、市井の場からの発想を生かしていくためにも、議論の継続を望みたい。
(黒田 慶子)

◇「アメリカのフェミニズム批評における ジェネレーション・ギャップ」

三宅 あつ子

本報告は、世界のフェミニズム言説をリードしてきたアメリカのフェミニズム批評の理論的変遷をめぐって、各理論の主張点を主たるディスカッサントの有力な引用を加えながら歯切れ良く展開したものである。そこでは、第二波以降顕著になる視点の多岐化に、他のディシプリン同様もはや「大理論」の時代ではない（それを切り崩す一動因がまさにフェミニズムであったのだが）、自らも同じ状況下で新たな切り口を求めもがく姿が見いだされた。

その意味において1990年代後半から注目されているのが、若い世代のフェミニストを中心に出現しつつある「第三波」と呼ばれる潮流で、報告者によると以下のようない特徴を持つという；①多様性の積極的肯定 ②「自分らしさ」「正直さ」への肯定 ③政治活動としての「生きること」④全般的回答の拒否

シスター・フッドに基づく運動を強調した前世代の理論に対し、個と生活を主張するこの「第三波フェミニズム」が、今後認証された位置を獲得していくかいなか、非常に関心の持たれるところであり、フロアーからもこの理論の持つ「非連帯性」への疑義を含め質問が集中した。報告者である三宅氏には、今後この潮流の新たな展開の紹介を、その中のご自身の研究の可能性をも含め、大いに期待したいと思う。
(喜多村百合)

◇「クィアーランゲージ学」

阿部 ひで子 ノーネス

発表は、前半は5月にスタンフォード大学で行われた第1回国際ジェンダー言語学会(IGALA)の報告、後半はその学会で阿部さん自身が発表した「Lesbian bar talk in Japan」の紹介という形で行われた。この研究は新宿の13軒のレズビアンバーでのフィールドワークによって、そこで用いられる言葉の特徴を明らかにしようとしたものだが、結果的には、互いにレズビアンであるという了解のもとで語られる言葉であっても際だった特徴があるわけではなく、通常街頭などで聞かれるような若い人々の

言葉と比較しても特に差異はみられないとのことだった。会場からは、研究者のセクシュアリティ（レズビアンではない）が研究を困難にし、浅くしているという指摘があり、発表者からもこれに関連して、特に日本の社会ではアメリカ以上にその問題が大きいこと、またこのような研究に関して特に日本語では発表しにくい事情などが語られたが、日本の社会に関する研究発表を日本でしないことは罪であるという鋭い批判も行われた。

レズビアンコミュニティも日本社会の一部である以上、現在この社会で進行している言葉の男女差消滅の方向がレズビアントークにも反映するのは当然だし、調査の結果には明らかにそれが現れているように思われる。そのような状況の中でセクシュアリティやジェンダー意識と言語使用的関係をどのような方向に位置づけていくのか、という点をもう少し深めた議論をしたかったし、それはクイアーラグ研究の今後の課題でもあろう。

（小林美恵子）

◇表現の自由とジェンダー・ハラスメント

綾部 裕子

99年8月、国立大学の男性教授が、学外の講演で、女性蔑視発言を行なった。地元の女性たちの問題提起を受け、教授が教育を担当している大学の機関は、発言をセクシュアル・ハラスメントとして、非難決議を行なった。教授は、機関の役職教授らを名誉毀損で刑事告訴したり民事訴訟を起こして、対抗した。大学当局は当初、研究者の表現の自由を理由に対応を拒んだが、学内での教授の言動に関する特別調査会が設置されるに至った。教授が学内の授業においても同じような発言を繰り返していたことも明らかになった。

この事件では、学外における発言に非難決議を行なうことの是非、学外での発言を同僚が「不快」と思うことがセクシュアル・ハラスメントにあたるのか、非難決議の正当性、他のさまざまな差別を含む発言のなかからセクシュアル・ハラスメントだけを取り出すことは問題の矮小化か、といった、さまざまな議論が提起された。

会場では、女性差別の問題が提起された以上女性差別問題に取り組むこと、「不快さ」を公のものにすること、「不快さ」を理論武装すること、ガイドラインの重要性が議論された。この国立大学は、授業評価の先進的な取り組みで有名であるにもかかわらず、学外から指摘を受ける前に、学内で問題を発見できなかった点を指摘する発言が興味深かった。本件は、学内のセクシュアル・ハラスメントが学外のそれと密接に関係していることを示した貴重な事例と言えよう。

（武田万里子）

◇大学におけるセクシャル・ハラスメント

—認識に影響を与える要素—

合 場 敬子

明治学院大学セクシャル・ハラスメント人権委員会が

98年度に実施したアンケートに基くセクハラ認識度についての分析であった。データより、次の4つの仮説が支持された。①女の方が男よりも想定例について「セクハラである」とより認識する傾向がある。②教職員の方が学部学生よりも…（以下同文）。③ハラサーが男のケースの方を女のケースの方よりも…（以下同文）。④ハラサーの性別に関わらず女の方が男よりも…（以下同文）。また「回答者の性別とその地位の間には交互作用がある」という仮説は部分的に（ハラサーが女のケースでのみ）支持された。

以上の報告について、次のような疑問や意見が出た。

- (1)セクハラは個人の認識がポイントであるのに、平均的認識を論じることの意味は何か？
- (2)異性間での想定例しか出さなかつたのはどうしてか？
- (3)サンプリングの仕方はどうなっていたのか？
- (4)想定例は、男女を形式的に入れ替えるだけで適切な想定となっているとは思われない。

(5)非専任職員で男女のセクハラ認識度のギャップが大きいのはどうしてか？

参加者は、約30名であった。

（細谷 実）

◇ドイツの女性学・ジェンダー研究

寺崎 あき子

本発表で寺崎さんは最新のデータと滞在経験をもとに、1970年代から現在までのドイツの女性学・ジェンダー研究の自立から制度化に至る過程を紹介された。この動きはその萌芽期にあたる70年代前半、台頭期の70年代後半、普及と定着が試みられた80年代、女性学の専門化が推進された90年代、そして96年以降という5つの時期に区分される。アメリカの女性学の影響を受けた70年代前半、関心を持つ女性たちが大学などで個別に活動していたが、70年代後半にはそれが実を結び女性学が普及した。それに伴い女性の職場拡充と大学内の階層構造の変革が求められ、女性学の方向性—自立を守るか制度化に向かうか—が模索された。結果として大学・研究所・地域を拠点に女性学研究が進められ、女性教官の登用等の制度化も進んだが、その具体的な実施状況は州毎に異なる。今年ドイツのハノーヴァーで女性大学が開校されたのも、こうした試みの一つとして理解できよう。近年では旧東ドイツの大学を含む、戦後の新設大学を中心にジェンダー研究が取り入れられ、その名称・内容ともに多様化している。今後の課題は、80年代以降女性の関心が多様化し、また助成金も削減されるに伴い、民間の女性学研究グループの活動が先細りするケースもあるという事実をどう受け止めるか。そしてEU統合下にあるドイツの女性の動きを、他の国々と関連させて位置付けていく作業であると思われる。

（石井 香江）

◇シンガポールの人口政策

—セクシュアリティーへの国家介入—

大 岩 寿美子

本発表は、過去50年のシンガポールにおける人口政策の経緯と特徴をまとめたものである。

シンガポールではリー・クアンユーからゴー・チヨクトンにいたる人民行動党が、顕著な人口政策を展開している。当初は量的抑制にポイントをおいた人口抑制であったが、しだいに量より質、すなわち「良質」の人材を多く確保することに関心をシフトさせるようになる。

この質の確保のために、具体的には出産を奨励する人と抑制する人との区別する方針がとられる。初期にはその指標を学歴に求めて高学歴者の出産を優遇する方針をとるが、後に経済的な養育能力を指標にして子どもを多く養える財力を持つものを優遇する方針をとるようになる。

質に目を向けた人口政策は、高学歴の女性に出産を奨励することになるが、同時に高学歴女性を貴重な人材として活用する国家の方針も維持されるため、彼女らが出産によって離職することはないという。

最近は、出生率の低下が問題になるという逆転現象はあるものの、概してこの政策は政府の意図を実現するものだという評価を受けているという。

発表に対してのフロアからの質問では、シンガポール国内の女性たち自身のこの政策に対する考え方などどのようなものが話題になったが、実際にそれはなかなか容易に知れないという。また、このシステムを支える外国人労働者、とわけメイドの労働についても意見がかわされた。

(広瀬 裕子)

◇高齢者扶養とソーシャルネットワーク

—在日韓国・朝鮮人女性高齢者の事例調査を中心に—

金 恵 媛 (キム ヘウォン)

川崎及びその周辺に居住する「在日」高齢者 56 人〔うち女性は 52 人〕を対象に、そのソーシャルネットワークがいかなるもので、それは高齢者の生活を支えうるものか、といった問題をめぐる研究であった。

結論を先に述べると、「在日」高齢女性をめぐるサポートネットワークは十分機能していない、ということである。具体的には、①在日期間が長期にわたっているにもかかわらず日本語の習得機会に恵まれず、そのことにより福祉情報を十分得られないなど深刻な問題が生じている、②家族扶養が困難になっている、③公的経済保障及び福祉サービスから置き去りにされている、という点が指摘された。

日本語習得状況については、「ほとんど読めない」「カタカナ・ひらがなならよめる」の両者で 66% である。在日高齢女性は、来日以前にも教育機会に恵まれなかつた女性が多く、学校生活というものを経験していない場合も多いことが指摘された。教育からの疎外の他にも、聞き取り調査で、夫の死の翌日から生活のために働くこと

を得ない状況の中で、「旦那が死んだらすぐ外に出かける」と陰口を叩かれ、暗いうちに出かけ暗くなつてから戻るというような生活をしたという話や、「娘はいたけれど息子を産んでいなかったので国に帰れず日本に残った」という話などが提示され、現在の在日高齢女性がかかえる問題がジェンダー問題と深く関連していることが確認できる発表であった。

(佐々木典子)

◇ある在日朝鮮人一世との対話

田 中 由布子

田中由布子による「ある在日朝鮮人一世との対話」は、全体が詩的な言葉で紡がれていた。報告者は、長年「性差別問題」に取り組んできた報告者にとっては、「民族差別問題」をかかえる在日朝鮮人一世と対話をもつことにより、(1)「在日朝鮮人の日本人社会での世渡り」と、(2)「日本人女性の日本人男性世界での世渡り」には共通するものがあり、(1)を観察することにより(2)について考察をすることが可能であるという前提にたっておられた。報告者と在日朝鮮人一世との対話を重ね、情緒的交流を獲得していく過程が重視されており、その関係性の変化が時間軸に沿って述べられていた。最終的には、報告者自身の「内なる相克」を発見し、「手本」のない世界へと漕ぎ出していこうとする決意が感じられた報告であった。

研究報告に、報告者という主体が全面に押し出されていることに潔さを感じた。それが自覚的であったのか、そうでなかつたのかは、私には判断できなかった。しかし、研究活動を行つ際に「私」をどこに位置づけるのか、私自身による「私」は記述が可能なのか、それはどのようにして可能になるのか、研究をとおして「私」を救済することは可能なのか、このような問い合わせ正面から突きつけられた、「私」にとっては、衝撃的な報告であった。

(岩屋さおり)

◇日本企業におけるセクシュアル・ハラスメント問題

—女性のセクシュアル・ハラスメント対応を中心に—

ジェシカ・ラム

なぜ多くのセクハラ被害者は「泣き寝入り」対応を取らざるを得ないのか。この報告では、アンケート調査とインタビュー調査をもとに、セクハラ被害に対する「泣き寝入り」対応と「積極的な対応」それぞれに伴う「コスト」と「ベネフィット」を明らかにすることにより、「泣き寝入り」対応を取らざるを得ない構造が提示された。被害者が「積極的な対応」をとった場合、対抗しなければならない相手が増え、時間的、物質的、精神的コストが増大する。彼女たちが戦う相手は加害者を超え、日本企業のジェンダー規範にまで及ぶのだ。被害女性の「積極的な対応」は、「従来の職場で働く女性のイメージ」を加害者、管理者、法廷が共有し、維持しようとしているメカニズムを明るみにだす。

果たしてこのコストを回収するだけのベネフィットを得られるのか。セクハラ経験を忘れること、裁判に勝訴することまでたどり着くのは容易なことではない。「調停

で解決はしたが、この経験を忘ることはできない」という会場からの、発言もあった。氏の分析によるコスト概念の類型化は、セクハラ被害と戦う人たち（被害者、援助団体、研究者）にとって実戦的であり、かつ、示唆に富む内容となっている。（詳細は『現代思想』2000.2）

（田辺 遊子）

◇日本の映画における女性兵士の肖像

—『軍隊と／の女性』論のために—

佐藤文香

映画に登場する女性兵士像をてがかりに、女性一軍隊の問題が考察された。米映画『GI ジェーン』が描く「成功したプロの女性兵士」像は、軍事への男女平等なアクセスを目指すフェインマンの論に重なる。一方エンローは、女性を分断する軍の家父長的性質を見破り、軍事化を食い止めるために女性たちが連帯すべきであると主張する。

日本のフェミニストは「軍隊の女性」を論ずることに嫌悪感を共有してきたが、国家主義の流れに抵抗するには、制度そのものの批判的対象化と制度内差別を問題化する作業、つまり「軍隊と／の女性」についての議論が必要である、と佐藤氏は指摘する。映画『守ってあげたい！』では、災害救助で活躍する女性自衛官が描かれており、ミリタリズム的ではない軍隊の捉え方に意義を見出しうるとしているが、会場からは、「『守ってあげたい』という言葉こそ特攻隊から続く軍事化のキーワードだ」、

「防衛庁のプロパガンダに過ぎない」という異論が出た。また、女性自衛官が景気の調整弁となっている実態や、Peace Keepingとして軍隊への男女平等な貢献が国際的なコンセンサスとなっていることへの危機感も述べられた。憲法改正が現実性を持つ現在、軍事化に対抗し得るフェミニズムの理論構築が必要であるという佐藤氏の指摘は時宜にかなった問題提起であると感じた。（本報告の前段は『女性学』1999,vol.7 に掲載）（田辺 遊子）

◇日本における『国際移動』と女性

—香港で働く日本人女性の経験と『語り』—

酒井千絵

酒井氏は、海外に在留する日本人女性の増加の動きを質的な変容と捉える。つまり、国際結婚という家族結合的な移動から、海外就労等の個人型の形態に移行していると指摘する。そして、個人型移動の問題点を香港在住日本人男女の事例調査から明らかにしている。日本企業にみきりをつけた女性たちは、業績主義に基づいた香港企業での働き方に満足している一方、男性駐在員との間に労働契約上のジェンダー格差があることに気づき、また、帰国後の不安をも抱えているとしている。会場からは、日系企業が少なかった70年代と、90年代の移動の質的違いや、選挙権・社会保障の受給資格という факторも国際移動に影響を及ぼすのではないか、という指摘があった。

（田宮 遊子）

第2日目：6月18日(日) 13:00～15:00

ワークショップ報告

◇入門女性学のアプローチとその課題

浅生 幸子 梅村智恵子 斎藤 正美
中島 美幸 山口 智美

本ワークショップでは女性学（フェミニズム論やジェンダー論なども含む）をどのように講義し学生に伝えていくことができるかについて講師たちが中心に話し合った。

はじめに米国ミシガン州立大学の女性学入門コースについて説明があり、それを足がかりに日本の各大学について報告、議論が行われた。

ミシガン大での入門コースは、講師は教授1人と院生5人のチームから成る。特徴は、女性学の学際的性質を重視する上で、人文／社会科学双方のバランス、また人種や民族、性的指向などマイノリティの視点を取り入れ、ゲストや資料などもその視点に立って選択する、とのこと。

議論では、まず一人が学生の無関心やバッカラッシュの中、また総合科目の一つとして女性学を教えることの難しさを語った。参加者からは、その場で反応は見えなくとも感想を書かせると意見を言う学生が多い、それを話題にすることで問題を共有化し関心をつなげていくと

の意見が出された。また、獲得した理論を実社会へどのように貢献していくのかという声も聞かれた。このような話の背景には、ジェンダーやフェミニズムという言葉が社会へ浸透する一方で、それに対する偏見や無関心がとくに若い世代に広がっていること、また理論と実践の乖離という問題が生じているからと考えられる。ミシガンの報告の中で、学生たちは個人的に興味があるテーマには関心を持つが、それが社会的関心へとつながらないとの指摘があったが、それは日本でも同様だろう。研究対象としての女性学は増えても、それが実践の場へと繋がっているのか、そこをもう少し議論をと思ったがここで時間切れとなった。

「実践」や「運動」などの言葉が多く聞かれたが果たしてこれらは何を指すのか。参加者の中で定義が共有されていたのだろうか。また、有益な講義とは何か？学生が問題意識を持つことか？価値観の変革にまでいくことか？そもそも、何をもって価値観の変革というのか？参加者も多く、各自が問題意識を持っているためかえって問題の焦点が見えにくい部分もあった。それゆえに継続して扱って欲しいテーマである。（田丸 瑞穂）

◇「女性国際戦犯法廷」をなぜ開くのか —戦時性暴力「不処罰」に終止符を 松井 やより

20世紀最後の月である2000年12月、東京で、「日本軍性奴隸制を裁く女性国際戦犯法廷」が開かれる。これは、バウネット・ジャパン (VAWW-NET Japan, Violence Against Women in War Network-Japan, 「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク) という日本の組織を中心となって、国際的な協力のもとに開催する民間法廷である。ワークショップでは、まずバウネット・ジャパン代表の松井やより氏によって女性国際戦犯法廷の目的や現在の状況などが報告され、その後、ワークショップ参加者との質疑応答が行われた。

女性国際戦犯法廷の目的は、①日本軍性奴隸制（「慰安婦」制度）が女性に対する犯罪であることを明らかにし、加害者の責任を問うことによって、被害者の正義と尊厳の回復に資すること、②戦時における性暴力が処罰されないまま放置されてきた状態を終わらせることによって、現在および未来におけるその再発を防止すること、である。そこでは個人の責任が問われ、その犯罪が裁かれる。過去の

犯罪を「裁く」ことに違和感をもつ日本人も多いようだが、犯罪を犯した人間は処罰されねばならない。もちろん、この戦犯法廷は象徴的なものであり、現実の実効力はもっていない。しかし、ベトナム戦争における米国の犯罪を裁いた「ラッセル法廷」のように、国家権力とは無縁だからこそ普遍性がある、と考えることもできるわけである。戦後ドイツは、10万件以上のナチ戦犯調査を行い、6000件以上の有罪判決を下してきた。これに対し、日本政府が自ら行った捜査や裁きの実績はゼロである。被害女性たちの名乗りによって、日本軍性奴隸制の問題がはっきりと認識できるようになった今、女性に対して行なわれた犯罪を、①戦争犯罪、②人道に対する罪、③ジェノサイド（大量虐殺）の罪、として裁くことが必要である。

以上のような松井氏の報告に対し、会場からの質問は途切れることなく続いたが、しかし性奴隸制に関する基本的な認識が全員に共有されていたとは言い難い。女性学の研究者やフェミニストのなかには、この戦犯法廷にあまり関心を示さない人もいる。学会規約第2条に照らして、私たちは、女性国際戦犯法廷を支援する必要があるのではなかろうか。

（千野 香織）

第20回 定例 総会報告

日時 2000年6月17日(土) 17:00～18:00

場所 東京大学法文2号館3大教室

出席者 58名

司会 小松満貴子

代表幹事あいさつ

國信潤子

日本女性学会は21年目を迎えて、今600人程の会員の学会となっている。日本全国の女性学、ジェンダー論、フェミニズム、セクシュアリティ論、男性学などに関心のある、教育関係者、運動家、労働者など幅広いひとが会員である。この4年ほど学会幹事を担当して考えたこと、問題、疑問、夢を紹介して、代表幹事の役を終わるごあいさつとしたい。

1)会員の増加について。これだけ会員が全国に広がると、各自がどのようなニーズで学会員であるかについてわからないのは当然のことだ。しかし問題なのは選挙や、総会への参加者が極めて限られていて、そこにはよくみた顔が並ぶ。つまり、会員は多くなっても関与の程度、学会への所属意識などの高まりは今一つないのではないかというのが私の印象である。いわゆる中高年会員でおなじみの顔の他に、世代的継続を意識的に考えることが必要な時期にある。第一世代(?)団塊世代の会員もう年なのだ。この意味で次期幹事会の面々をみると、そのあたりも意識されているようだ。しかしもっと40才代前半30才代後半の活動的な会員よ来たれ！

2)それでも会員は増加しているのはなぜか。いいように解釈すれば、それは学会の情報を一応知っておくことが女性学を研究するにせよ、批判するにせよ必要だと判断しているのかもしれない。しかし問題だと考えるのは学会の会員にはいることが権威となりうる可能性があることだ。学会員になるために推薦もなにもいらないというと意外そうな顔をする人がいる。学会と呼ばれるならばヒエラルキーがあるはずだという期待がそこにはある。そのようなものはないといつてもあるはずだという期待の方が一人歩きしている。一人歩きする「学会」あるいは会員である「大学教授」の権威は女性学を運動から引き離している。(女たちの21世紀 2000年5月刊行 國信記事参照)

3)全国区の学会足り得ているか。日本全国からの会員が確かにいる。しかしざ関東、関西以外で大会を開催するとなると、参加者が減る。参加者の多寡ではなく、正面から女性学をひきうける会員が日本全国津々浦々にいることこれが問題だ。大会年1回制を提案している今、今後の大会が関東あるいは関西のみに限定されてゆかないよう切に願っている。東北、北海道、沖縄、四国、山陰の会員のみなさん、日本女性学会をご当地で開催してみませんか。

会員一人一人の本音の部分では「疑問符つき女性学」である限り、その学会からの情報の信頼性も低くなる。

ジェンダー論といわずに女性学にこだわりももつ意味を
問いたい。

女性学を20年以上やってきた私も日本女性学会の会員
であることの意味を、もう一度自問してみたい。

幹事のみなさんありがとうございました。

次期幹事のみなさま、大変な役割を担ってくださりあ
りがとうございます。

更なる日本女性学会の活性化を期待しています。

議題1 日本女性学会1999年度活動報告

第10期幹事

秋山洋子・浅野千恵・上野千鶴子・荻野美穂
河原崎やす子・楠瀬佳子・國信潤子・河野貴代美
小林富久子・中島美幸・長沖暁子・萩原弘子
広瀬裕子・深澤純子・渡辺和子

(1) 活動日誌

1999年6月26日(土)～27日(日) 春季大会、定例総会
<第8回幹事会> 春季大会の反省、秋季大
会の日程・シンポジウム確認、学術会議動向、
学会発足当時の記録作業に関して

10月3日(日)

<第9回幹事会> 秋季大会内容・役割分担
確認、春季大会進行確認、学会誌編集作業進
行確認

11月27日(土)～28日(日) 秋季大会

<第10回幹事会> 秋季大会反省、春季大
会日程・シンポジウム確認、学術会議動向

1月10日(日)

<第11回幹事会> 秋季大会反省、春季大
会内容確認、春秋二回大会制についての検討、
学術会議動向・会員候補者推薦者決定、選管・
学会誌編集委員会報告

4月2日(日)

<第12回幹事会> 春季大会内容確認、選管
開票報告、学会誌編集委員会報告・特集検討

5月23日(日)

<第13回幹事会> 春季大会役割分担、定例
総会資料検討(幹事会の会場はNPOサポート
センターにご協力いただきました)

(2) 活動報告

1. 会員の動向について

普通会員 620名
寄贈会員 21名

ニュース会員 2名(2000年5月末時点)。
99年度新入会員60名、退会者73名(うち34名は名
簿作成時に会費3年以上未納者)。
年々会員数は増加しているが、会費未納者も増加
しており、学会運営に支障をきたしかねない状況

である。

2. 大会について

春季 1999年6月26・27日

(於城西国際大学) 参加者 延約200名

シンポジウム「20世紀の女性表現を考える」

秋季 1999年11月27・28日

(於大阪府立女性総合センター“ドーンセンター”)

参加者 延約300名

シンポジウム「働きたい、働けない—派遣・

パート労働とリストラのいま」

前総会で報告したように、幹事会が大会の内
容・運営に追われている現状を改善するため、各
大会ごとにプロジェクトチームを作り、シンポジ
ウムの内容も含め、1年前から準備を進めて行
った。それでも負担は大きく、2000年度活動方針で
大会1回制を提案する。

3. 研究会について

3月8日(水)「大学におけるセクシュアル・ハラスメ
ント」於早稲田大学

報告者 戒能民江 田中かず子 秋山洋子 お茶
の水大学セクシュアル・ハラスメントを考える会
参加者約20名

4. 学会ニュースについて

99年度会計期にNo.78～81を発行した。これま
では大会の予告と報告がニュース紙面の大きな部
分を占めていたが、今後、紙面の刷新を考えてい
く必要があるだろう。年4回という発行スケ
ジュールは、編集する側にとって時間的負担が少
なくないことも事実であり、内容の問題と兼ね合
わせながら、こうした点での再検討も必要となる
かもしれない。

5. 学会誌について

99年11月『女性学』第7号を発行した。今号は
「20世紀の女性表現」と「女性雇用の危機」の二
つの特集を組んだ。部数は1800部であり、出版費
の一部として平成11年度科学研究費補助金「研究
成果公開促進費」の交付を受けて発行された。

第8号編集委員会は12月に発足、編集委員：長
沖暁子、西山千恵子、林千章、深澤純子、三浦裕
で今年11月発行を目指して現在編集作業を行って
いる。

学会誌年報化は軌道に乗ったといえるが、掲載
までにいたる投稿論文が少なく、特集に頼らざる
を得ないこと、編集委員の応募者が少ないと、
学会としての販売体制が十分取れていないことな
どの問題があげられ、会員の協力を希望する。

6. 学術会議

12月17日、学術会議主催公開講演会「男女共同
参画社会における日本の学術」を開催し、上野千
鶴子が「大学におけるセクシュアル・ハラスメン

ト：実態・対応・課題」を報告した。この開催までには「女性科学者の環境改善の推進特別委員会」が尽力した。

学術会議会員に女性候補を出すよう学術会議女性特別委員会から要請があり、1月の幹事会で女性学会から候補者として國信潤子（現代表幹事）、推薦人として上野千鶴子（学術会議担当幹事）を届け出るよう決定したが、投票日に上野が出席できないため、推薦人代理として秋山洋子を届け出た。5月18日に行われた社会学研連の選挙では、國信を含め3人の女性候補者が推薦されており、また投票に際してジェンダーバランスを考慮してほしいと複数の推薦人が発言した。それにもかかわらず、投票の結果男性ばかり3人が当選し、補欠として女性候補者の一人が圧倒的多数で選ばれた。これは現在の日本学術会議の意識のレベルを反映した結果といえるのかもしれない。

かねてより多くの先輩たちの努力で要請されていた文部省科研費の「ジェンダー」の細目が平成13年度より3年間の期限付き細目として社会学研連から推薦順位1位で文部省あてに提案された。採択された場合、この細目が期限後もひきつづき細目として残るかどうかは、マーケットの需要（つまり申請件数の多さ）による。細目が設置された場合にそなえて科研費申請を準備していただきたい。採択の可能性は25%程度と推測される。

公募要領の公表は9月上旬、〆切は11月。

以上、原案どおりに承認。

議題2 日本女性学会 1999 年度会計決算報告 1999/ 4 / 1 ~ 2000/ 3 /31

収入

費　目	予算額	決　算　額
前年度繰越金	2,083,105	2,083,105
会　年　会　費	3,528,000	※① 3,454,500
入　会　金	80,000	※② 77,000
大　会　参　加　費	40,000	※③ 50,500
雜収入・大会援助金	250,000	※④ 328,476
出版助成金	200,000	※⑤ 200,000
学会誌売り上げ	800,000	1,252,380
選管費積立取り崩し	250,000	250,000
合　　計	7,231,105	7,695,961

[備考]

- ①年会費納入率約 96% 会員数 598 人
- ②1,000 × 76 名
- ③秋季大会
- ④大阪府からの会場費補助 147,456 円含む
- ⑤科研費

支出

費　目	予算額	実行額	予算との差額	備考
総会・大会費	400,000	523,248	-123,248	
研究会費	30,000	10,315	19,685	
幹事会活動費	780,000	358,939	421,061	
学会ニュース				
印 刷	400,000	324,455	75,545	①
発 送	270,000	176,860	93,140	
事務局				
事務局委託費	800,000	486,095	313,905	
事務局経費	100,000	41,530	58,470	
幹事改選費	550,000	545,315	4,685	②
学会誌				
印刷製本費	1,400,000	1,282,837	117,163	
編集委員会活動費	450,000	198,324	251,676	
学会誌配布送料	100,000	47,191	52,809	
予備費	1,951,105	0	1,951,105	
合　　計	7,231,105	3,995,109	3,235,996	

[備考] ①No.78, 79, 80, 81 ②含名簿制作費、送料
以上、原案どおりに承認。

議題3 日本女性学会 1999 年度会計監査報告

1999年度日本女性学会決算報告書を綿密に監査いたしました結果、誤りのないことを認めます。

2000年6月11日 会計監査 戒能民江 森上優子

以上、原案どおりに承認。

議題4 日本女性学会第11期幹事選出選挙管理委員会報告

1. 第11期幹事選出選挙管理委員会は3月15日、新名簿とともに投票用紙を送付した。投票締切日は3月31日とし、4月2日（日）10時より、NPOサポートセンターにて開票作業を行ない、以下の結果となった。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 27票 戒能民江 | 24票 井上輝子 |
| 23票 金井淑子 | 21票 江原由美子 |
| 19票 館かおる | |
| 16票 上野千鶴子 | 荻野美穂 内藤和美 |
| 13票 加藤春恵子 | |
| 12票 伊田広行 | 桜井陽子（以上11名） |
| 11票 河野貴代美 | 深澤純子（次点） |
| 10票 加納実紀代 | 田中かず子 船橋邦子 |
| | 三井マリ子 卍田和恵 |
| 9票 浅野千恵 | 伊田久美子 田嶋陽子 |
| | 橋本ヒロ子 渡辺和子 |
| 8票 岩本美砂子 | 上村千賀子 亀田温子 |
| | 小松満貴子 中島通子 ホーン川嶋瑠子 |
| | 善積京子 |
| 6票 | 6名 5票 10名 4票 15名 3票 14名 |
| 2票 | 32名 1票 108名 |

2. 日本女性学会幹事改選選挙実施規定に基づき上位得票者 11 名に当選を伝え、幹事就任承諾の確認後、辞退された人数分を次点者以下、順次繰り上げ当選とし、就任承諾の確認を行った。その結果最後の当選者の得票数が同数であったため、以下の 11 名が選挙選出幹事となった。

浅野千恵 伊田久美子 上野千鶴子 江原由美子
河野貴代美 内藤和美 橋本ヒロ子 深澤純子
船橋邦子 三井マリ子 牟田和恵
(50 音順 敬称略)

3.5月 27 日に上記、新選挙選出幹事の顔合わせを行い、委嘱幹事候補の名前を挙げていただき、候補者に委嘱幹事就任の承諾を確認し、以下の 4 名が委嘱幹事となった。

北田幸恵、新田啓子、広瀬裕子、細谷実

上記の第11期幹事 15 名の就任、および選挙管理委の解散が原案通り承認された。

議題 5 第 12 期会計監査監査選出

以下の 2 名の方に、第 11 期会計監査をお願いすることに決定。牛島光恵 諸橋泰樹

議題 6 2000 年度活動方針

* 大会および総会 1 回制への移行の提案

昨年から常に年 2 回の大会は準備に追われ、十分なことができていないという問題指摘が幹事会で出されていた。学会誌の年刊制を定着してきているので情報提供としては十分であろう。また年一回の大会に伴い、ニュースレターの内容の充実が期待される。

そこで以下のように 2000 年 7 月以降は変更してどうかという提案をさせていただきたい。この件についての決定は次期幹事会に一任される。しかし変更事項として重要なことなので、総会で出席会員に意見をきき、また合意形成をしておきたい。

1) 年一回の総会付き大会を開催する

2) 時期は 6 月頃とする

3) 大会開催場所をできるかぎり日本全国まんべんなく回るよう努力する。

関東、関西への集中が起りがちだが、それをさける意識的努力を幹事、会員が協力しておこなう。そのためには開催可能な会場がある、そこが勤務先である、あるいは協力を求められる会員、あるいは将来的会員がいるなどの幹事、会員は開催会場受け入れ場所の候補として立候補していただきたい。

4) 年一回大会開催になることによって、日本女性学会の活動が低速化することのないように、研究会開催の頻度を高める。開催可能な会員は企画を幹事会に申請し、幹事会はこれを検討し、開催可能ということであれば、

助成金 2 万円程度を学会より提供する。研究会の形式としては、小規模な勉強会か講演会のようなものが考えられるだろう。なお、研究会費が 2 万円は最小限の金額を示したもので、研究会開催については領収書により実費を支払う。

5) 学会のホームページを作成する。当面、幹事会・事務局・実際に請け負う人間の三者体制で担当し情報発信のみ行う。将来的にはどのようにしていくか、ニュースレターのインターネット配信の可能性などは今後の検討課題とする。

以上のとおり承認。

議題 7 2000 年度予算

収入

費目	予算額	備考
前年度継越金	3,700,852	1999 年度実収入額 - 支出額
会年会費	3,254,000	6,000 × (598 名 + 80 名) × 0.8
費入会金	80,000	1,000 × 80 名
大会参加費	40,000	
雑収入・大会援助金	250,000	
学会誌売り上げ	1,000,000	
合計	8,324,852	

支出

費目	予算額	備考
総会・大会費	450,000	大会は年 1 回
研究会費	150,000	
幹事会活動費	800,000	含む交通費、会合費
学会ニュース		
印 刷	350,000	No 82・83・84・85
發 送	270,000	*1
事務局		
事務局委託費	600,000	*2
事務局経費	80,000	
幹事改選費	300,000	
学会誌		
印 刷 製 本 費	1,350,000	
編集委員会活動費	250,000	
学会誌配布送料	100,000	
ホームページ製作維持費	350,000	今年度からの新項目
予 備 費	1,951,105	
合 計	7,231,105	

[備考]

*1 ニュース発送手数料 100 円 × 678 人 × 4 = 271,200 円

*2 委託費(以下の諸経費含む) 最大予想会員数で概算

受付業務費 37,400 円 × 12 カ月 = 448,800 円

原簿管理費 年間 30,000 円

新入会員手続き料 500 円 × 80 人 = 40,000 円

学会誌発送手数料 100 円 × 678 人 = 67,800 円

電話基本料 1320 円 × 12 カ月 = 15,840 円

以上、原案どおりに承認。

学会からのお知らせ

科研費「ジェンダー」細目設定記念シンポジウム

総会報告にお知らせしていますように、科学研究費補助金の細目として「ジェンダー」が3年間の時限付きで設定されることになりました。これを記念して、日本女性学会も共催し、下記の通りシンポジウムが行われます。決定に至るまでの女性学研究者たちの努力を振り返り、今後を展望するほか、「どうすれば科研費があたるか」のノウハウも披露されます。ふるってご参集下さい。

シンポジウム「日本の学術とジェンダー」

主催：日本学術会議社会学研究連絡委員会

共催：日本女性学会他

日時：9月11日（月）18:00-20:30

場所：日本学術会議大会議室

（宮団地下鉄千代田線乃木坂下車0分）

主な内容：「文部省の科学研究費配分政策とジェンダー」

塩原勉

「科研費分科細目ジェンダー設定の意義と効果」大沢真理

「学術会議の男女共同参画へ向けて」原ひろ子
科研費申請何でもQ&A 司会 上野千鶴子

会員からの情報

■書評

秋田セクシュアル・ハラスメント裁判Aさんを支える会編『セクハラ神話はもういらない—秋田セクシュアルハラスメント裁判女たちのチャレンジ』教育史料出版会、2000.5

文部省のセクハラ防止規程から1年余。「振られたから訴えたのじゃないの」、「何かあったら辞めるはず」。キャンパスから相変わらずこんな声が聞こえてくる。被害を申し出ることが困難な状況は変わらない。二次被害の余りのひどさと自浄能力の欠如に、大学に見切りをつけて裁判を起こすケースが増えているのではないだろうか？

このほど、セクハラ神話を突き崩す画期的な勝訴判決を引き出した秋田農業短大事件の裁判の記録が出版された。「セクハラで悩んでいるあなたに元気を贈る」書であるとともに、女性への暴力を許容する社会の勝手な思い込みへ痛撃を与える書である。働きづけながら勝訴を勝ち取った原告Aさんの怒りが胸に響く。同時に、大学の対応が決して他人事でないことに気づかされる。支援のあり方についての悩みや裁判参加の実践についても考えさせられた。本書の出版は大学関係者には余り知られていない。是非周りに薦めてほしい。（戒能 民江）

■国立大教授による差別発言に怒る

女性たちからのメッセージ

大会自由研究報告でも触れられていますが、国立大学の男性教授が学外での講演で甚だしい女性差別発言を行った上、それを批判した学内の女性教授を名誉毀損で告訴するという事態が起きました。この事態に怒る女性たちが、大学内外の女性たちが連絡会を結成しました。

××発言に怒る女たちの連絡会よりメッセージ

国立大学の大学教授が学外の講演で許し難い女性差別発言を行ったことを、「学外」の女はどう捉えているか。発言後、彼の勤務する大学へ抗議が殺到したのは「このような発言をして恥じない者が、なぜ教育者たる国立大学教授として安泰なのか。教授の見識は問われないのか」という怒りが爆発したからだと思う。大学のシステムというのは「学外」からは見えないが、少なくともわたしたちの目には、学外の市民社会では許されない差別発言が大学のシステムによって手厚く擁護されているように映る。「市民社会」からの批判として捉え、あってはならない大きな「ズレ」だと認識して、「学内」でも真剣に向き合って欲しい。学内に「キャンパスセクハラ」に寛容な精神的風土があるとすれば、教授の女性差別的見識に寛容な精神的風土と地続きのものだといえるのではないか。発言が「学外」であろうが「学内」であろうが、教授がそのような見識を持ち、公の場で表現していることが重要な問題だ。詳しくは『週刊朝日』12年3月31日号参照。この件に関する問い合わせ先は以下の通り

X発言に怒る女たちの連絡会

lute@aat.mtc.i.ne.jp(神崎直子)
isdean@sakura.cc.tsukuba.ac.jp(綾部裕子)

■図書寄贈

以下の図書が著者（会員）より寄贈されました。

(財)東京女性財団編 大谷恭子、牟田和恵、樹村みのり、池上花英著『セクシュアル・ハラスメントのない世界へ理解・対策・解決』有斐閣 2000年

■ニュースレターについて

従来ニュースレターは年4回発行し、年2回の大会のお知らせと報告を主な内容としてきましたが、この度総会で大会を年1回にすることが承認されたことを受けて、ニュースレターも一層の充実を図ることとなりました。大会のお知らせと報告以外の2回を、特集、研究会の報告などに加えて、会員の皆さんとの問題提起や討論の場にもしていきたいと考えています。

次号は9月に開催される「学術とジェンダー」シンポジウムの報告を中心に特集を組みます。会員の投稿も大歓迎です。投稿希望者はニュースレター担当幹事（牟田和恵、伊田久美子）までご連絡下さい。

■研究会企画の募集

大会を年1回とするのに伴い、研究会を一層充実させていくことになりました。

会員の皆様からの企画を募集いたします。個人でもグループでもOKです。希望者は学会事務局まで、ご連絡下さい。